

○内閣府令第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第三百三十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ

るその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章 [略] 第二章 金融商品取引業者等 第一節 [略] 第二節 業務 第一款～第三款 略 第四款 電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第百四十六条の二） 第五款～第七款 略 第三節～第七節 略 第三章～第六章 略 附則 （定義） 第一条 [略] 2 [略] 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。
改正前	目次 第一章 [同上] 第二章 [同上] 第一節 [同上] 第二節 [同上] 第一款～第三款 同上 第四款 電子募集取扱業務に関する特則（第百四十六条の二） 第五款～第七款 同上 第三節～第七節 同上 第三章～第六章 同上 附則 （定義） 第一条 [同上] 2 [同上] 3 [同上]

ところによる。

一 「略」

「号を削る。」

二 「略」

「三十二 略」

十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四 「略」

十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

「十二の六五十 略」

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一十一 略」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。第十六条の四第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員

一 「同上」

二 出資対象事業 法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。

二の二 「同上」

「三十二 同上」

十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四 「同上」

十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

「十二の六五十 同上」

4 「同上」

「一十一 同上」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の

（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）
若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

〔十三〕二十 略〕

（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六条の二 「略」

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の四 令第十五条の四の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第二百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の三第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

〔十三〕二十 同上〕

（情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法）

第六条の二 「同上」

「条を加える。」

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六 不動産信託受益権等売買等業務（宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。以下同じ。）若しくは建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利（以下「不動産信託受益権」という。）又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項各号及び第二百二十五条の二を除き、以下同じ。）が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買その他の取引に係る業務をいう。以下同じ。）を行う場合には、その旨

「七〇九 略」

九の二 法第二十九条の二第一項第六号（法第二十九条の四の二第一項及び第二十九条の四の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。）

九の三 電子申込型電子募集業務（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務をいう。次条第十号イ(2)及び第四十四条第十号の三において同じ。）又は電子申込型電子募集取扱業務（同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。次条第十号ロ(4)及び第四十四条第十号の三において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

「一〇五 同上」

六 不動産信託受益権等売買等業務（宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。以下同じ。）若しくは建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利（以下「不動産信託受益権」という。）又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買その他の取引に係る業務をいう。以下同じ。）を行う場合には、その旨

「七〇九 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「十ゝ十二 略」

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一ゝ九 略」

十|| 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 電子募集業務(法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。)を行う場合 次に掲げる事項

(1) 取り扱う有価証券の種類(当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。)

(2) 電子申込型電子募集業務を行う場合には、その旨

ロ 電子募集取扱業務(法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。)を行う場合 次に掲げる事項

(1) 取り扱う有価証券の種類(当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。)

(2) 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨(その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。)

(3) 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務

「十ゝ十二 同上」

(業務の内容及び方法)

第八条 「同上」

「一ゝ九 同上」

十|| 電子募集取扱業務(法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。))について行うものに限る。以下同じ。
。を行う場合には、次に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券の種類(当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。)

ロ 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨(その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。)

ハ 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

ニ 電子申込型電子募集取扱業務(第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。第百四十九条第一号ハ及び第百五十条第一号ハにおいて同じ。)を行う場合には、その旨

のみを行う場合には、その旨

(4) 電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

「十一・十二 略」

「条を削る。」

「十一・十二 同上」

(第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

第十六条の二 第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称（当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあつては、その旨）

三 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

3 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられ

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第三号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

たファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

「条を削る。」

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の三
「略」

（第二種少額電子募集取扱業者による商号等の公表）

第十六条の四 第二種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の第三項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称（当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあつては、その旨）

3 法第二十九条の四の第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の五
「同上」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の四 [略]

第十六条の五・第十六条の六 [略]

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一〇三 略〕

四 法第二十九条の二第一項第十一号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔五〇九 略〕

〔二〇三 略〕

(変更登録の申請)

第二十二条 [略]

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 [同上]

第十六条の六・第十六条の七 [同上]

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 [同上]

〔一〇三 同上〕

四 法第二十九条の二第一項第十号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔五〇九 同上〕

〔二〇三 同上〕

(変更登録の申請)

第二十二条 [同上]

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（<u>電子募集業務及び電子募集取扱業務</u>、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。 「一〇三 略」 3 「略」 （登録申請書の記載事項） 第四十四条 法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇十 略」 十の二 法第三十三条の三第一項第五号に規定する場合にあつては、取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。） 十の三 <u>電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務</u>を行う場合にあつては、その旨 「十一〇十三 略」 （業務の内容及び方法） 第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 「一〇五 略」	2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（<u>電子募集取扱業務</u>、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。 「一〇三 同上」 3 「同上」 （登録申請書の記載事項） 第四十四条 法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇十 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「十一〇十三 同上」 （業務の内容及び方法） 第四十五条 「同上」 「一〇五 同上」
--	--

六 法第三十三條の二各号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる事項 「イ」へ 略 ト 第七條第十一号に規定する業務を行う場合には、法第四十三條の二及び第四十三條の三の規定による管理の方法 「七」十 略 十一 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子募集業務を行う場合 第八條第十号イ(1)及び(2)に掲げる事項 ロ 電子募集取扱業務を行う場合 第八條第十号ロ(1)及び(4)に掲げる事項 「十二」十六 略 (登録申請書記載事項の変更の届出) 第五十一條 法第三十三條の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 「一・二」 略	六 「同上」 「イ」へ 同上 「号の細分を加える。」 「七」十 同上 十一 電子募集取扱業務を行う場合には、第八條第十号イ及び二に掲げる事項 「十二」十六 同上 (登録申請書記載事項の変更の届出) 第五十一條 「同上」 「一・二」 同上
--	---

三 法第三十三条の三第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔四〇十 略〕

〔2・3 略〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 〔略〕

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1) 有価証券（5）に掲げるものと並びに（6）及び（8）に掲げるものに該当するものを除く。）

〔2〕（5） 略〕

(6) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

〔7〕（8） 略〕

三 法第三十三条の三第一項第七号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔四〇十 同上〕

〔2・3 同上〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 有価証券（5）に掲げるものと及び（6）に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びに（8）に掲げるものに該当するものを除く。）

〔2〕（5） 同上〕

(6) 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

〔7〕（8） 同上〕

ハ 「略」

「二〃四 略」

「2・3 略」

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 「略」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

ハ 「同上」

「二〃四 同上」

「2・3 同上」

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 「同上」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号に掲げる行為（法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行う場合に限る。）を業として行う者に限る。第二号において同じ。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 「同上」

二 法第三十六条の二第一項の規定により同項の標識に表示されるべき事項（金融商品取引業者等が電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合であつて、金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者等が行う業務（当該電子申込型電子募集取扱業務等に係るものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあつては、その旨を含む。）に関し、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に

供するための措置がとられていること。

三|| 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に關し、その發行者の財務狀況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集取扱業務等の對象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第五号並びに第八十三条第一項第六号及びハにおいて「目標募集額」という。）が發行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

四|| 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に關して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

五|| 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に關して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が發行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、發行者が応募代

二|| 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に關し、その發行者の財務狀況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の對象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第四号並びに第八十三条第一項第六号ロ及びハにおいて「目標募集額」という。）が發行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

三|| 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に關して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

四|| 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に關して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が發行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達

するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第六号及び第八十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

五 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

六 発行者が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

七 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要

金（これに類するものを含む。第七号及び第八十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

六 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

七 発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

八 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要

かつ適切な措置（第十六条の二各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられていること。

3

前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集業務等」とは、電子申込型電子募集業務（電子募集業務（適格機関投資家等特例業務又は海外投資家等特例業務に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げる方法により当該電子募集業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。）及び当該電子申込型電子募集業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為をい）、前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての同条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

かつ適切な措置（第十六条の三各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられていること。

3

前項第二号から第七号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方（以下この項において「顧客」という。）に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下この項において同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

イルに記録された相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法

二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法

〔4〕7 略〕

8|| 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（貸付事業等権利（法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事業等権利をいう。以下同じ。）についての法第二条第八項第一号若しくは第二号に掲げる行為、同項第七号に掲げる行為（法第六十三条第一項第一号又は第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に該当するものを除く。）又は同項第八号若しくは第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、これらの行為に係る業務において取り扱う貸付事業等権利について、当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の定めがあることを確保するための措置がとられていることとする。

イルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

〔4〕7 同上〕

〔項を加える。〕

一 当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者（当該出資対象事業に係る業務を執行する者を含む。次号及び第二百二十五条の二において同じ。）は、当該貸付事業等権利を有する者のため忠実に当該出資対象事業を行わなければならないこと。

二 当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者は、当該貸付事業等権利を有する者に対し、善良な管理者の注意をもって当該出資対象事業を行わなければならないこと。

（金融商品関連業務の範囲）

第七十条の三 法第三十六条第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 特定金融商品取引業者等（法第三十六条第二項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の二十七第一号に掲げる者である場合 次のイ及びロに掲げる業務

イ 〔略〕

ロ 法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。）

二 〔略〕

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

（金融商品関連業務の範囲）

第七十条の三 法第三十六条第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 特定金融商品取引業者等（法第三十六条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の二十七第一号に掲げる者である場合 次のイ及びロに掲げる業務

イ 〔同上〕

ロ 法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。）

二 〔同上〕

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第七十条の四 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等（法第三十六条第三項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第一項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

「2・3 略」

（揭示すべき標識の様式等）

第七十一条 「略」

2 金融商品取引業者等は、法第三十六条の二第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 法第三十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引業者又は登録金融機関である旨
- 二 金融商品取引業者である場合には、金融商品取引業の種別（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の種別をいう。）

三 登録番号

四 加入している金融商品取引業協会の名称

第七十条の四 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等（法第三十六条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第二項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

（揭示すべき標識の様式）

第七十一条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

-
- 五 第一種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項
イ その旨
- ロ 当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨
- ハ 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）
- 六 第二種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項
イ その旨
- ロ 当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨
- 七 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者である場合には、その旨
- 4|| 法第三十六条の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合
-

「項を加える。」

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

〔一・二 略〕

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集業務等(第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務等をいう。以下同じ。)

又は電子申込型電子募集取扱業務等(同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。)に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

四 「略」

3 「略」

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集取扱業務等(第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。)に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

四 「同上」

3 「同上」

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項

までに掲げる事項を除く。

「一〇五 略」

六 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る取引に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項

「イ二 略」

ホ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ 顧客（特定投資家を除く。）が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト 「略」

「七・八 略」

「2・3 略」

（禁止行為）

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について

を除く。

「一〇五 同上」

六 電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあっては、次に掲げる事項

「イ二 同上」

ホ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト 「同上」

「七・八 同上」

「2・3 同上」

（禁止行為）

第百十七条 「同上」

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号にお

顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

「イ」ニ 略」

「二」五十 略」

「2」56 略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一」十七 略」

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面若しくは電磁的記録による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に

いて同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

「イ」ニ 同上」

「二」五十 同上」

「2」56 同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 「同上」

「一」十七 同上」

十八 「同上」

関する公表されていない情報その他の特別な情報（へ及びトに掲げるもの以外のものであつて、当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

「イハハ 略」

ニ 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第一項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の十六第一項（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

「ホトト 略」

「イハハ 同上」

ニ 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の十六第一項（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

「ホトト 同上」

「十九ノ三十六 略」

「2ノ16 略」

(最良執行方針等)

第二百二十四条 「略」

2 「略」

3 法第四十条の二第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法をいづれも行う方法により行わなければならない。

一 金融商品取引業者等の本店等において最良執行方針等(法第四十条の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下この条において同じ。)を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 金融商品取引業者等がその営業所、事務所その他の場所(その本店等を除く。以下この項において「営業所等」という。)において有価証券等取引(法第四十条の二第一項に規定する有価証券等取引をいう。第六項第一号において同じ。)に関する顧客の注文(以下この項において「顧客の注文」という。)を受ける場合にあつては、顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

三 次のいづれにも該当する場合を除き、最良執行方針等を金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法

イ 次に掲げる場合

「十九ノ三十六 同上」

「2ノ16 同上」

(最良執行方針等)

第二百二十四条 「同上」

2 「同上」

3 金融商品取引業者等は、法第四十条の二第二項の規定に基づき、その本店等において最良執行方針等(同条第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下この条において同じ。)を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法により、公表しなければならない。

一 金融商品取引業者等が、その営業所、事務所その他の場所(その本店等を除く。以下この号において「営業所等」という。)において有価証券等取引(法第四十条の二第一項に規定する有価証券等取引をいう。第六項第一号において同じ。)に関する顧客の注文(以下この項において「顧客の注文」という。)を受ける場合顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 金融商品取引業者等が、公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと(以下この号において「自動送信」という。)

三 により顧客の注文を受ける場合(前号に掲げる場合に該当する

(1) 金融商品取引業者等の常時使用する従業員の数が二十人以上である場合

(2) 金融商品取引業者等のウェブサイトがない場合

ロ 金融商品取引業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により顧客の注文（現にその本店等又は営業所等にいる顧客から受けるものを除く。）を受けない場合

〔4～7 略〕

（出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されているもの）

第二百二十五条の二 法第四十条の三の三に規定する内閣府令で定めるものは、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者に対し、同条に規定する契約その他の法律行為により、当該貸付事業等権利を有する者に対して当該出資対象事業の状況について定期的に適切な情報を提供することが義務付けられているものとする。

（一般投資家に含まれない者）

第二百二十五条の二 〔略〕

第四款 電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則

第四百四十六条の二 金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭か

場合を除く。） 最良執行方針等を自動送信し、又は顧客の求めに応じて郵便若しくはファクシミリ装置を利用して送信する方法

〔4～7 同上〕

〔条を加える。〕

（一般投資家に含まれない者）

第二百二十五条の二 〔同上〕

第四款 電子募集取扱業務に関する特則

第四百四十六条の二 金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示され

正確に表示されるようにしなければならない。

〔2・3 略〕

4 法第四十三条の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第四百四十九条 法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔(1)・(2) 略〕

二 〔略〕

るようにしなければならない。

〔2・3 同上〕

4 法第四十三条の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第四百四十九条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔(1)・(2) 同上〕

二 〔同上〕

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔(1)・(2) 略〕

〔二〇五 略〕

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇十三 略〕

〔号を削る。〕

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第百五十条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔二〇五 同上〕

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 〔同上〕

〔一〇十三 同上〕

十四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

十四 略

〔2〕4 略

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕七 略

〔号を削る。〕

八 略

（業務に関する帳簿書類）

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

〔一〕十七 略

十八 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 略

〔2〕3 略

十五 同上

〔2〕4 同上

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 同上

〔一〕七 同上

八 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

九 同上

（業務に関する帳簿書類）

第一百五十七条 同上

〔一〕十七 同上

十八 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 同上

〔2〕3 同上

(説明書類の記載事項) 第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項 「イ」ハ 略 ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 ホ 「略」 「二」五 略 (業務に関する帳簿書類) 第百八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。 「一」四 略 五 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録 ロ 「略」 「2」4 略 (説明書類の縦覧)	(説明書類の記載事項) 第百七十四条 「同上」 一 「同上」 「イ」ハ 同上 ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 ホ 「同上」 「二」五 同上 (業務に関する帳簿書類) 第百八十一条 「同上」 「一」四 同上 五 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録 ロ 「同上」 「2」4 同上 (説明書類の縦覧)
---	--

第百八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。次項において同じ。）の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

- 一 当該金融商品取引業者の所在地に係る部分
- 二 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

2 「略」

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

「一五 略」

六 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 「略」

2 「略」

（廃業等の公告等）

第百八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

2 「同上」

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 「同上」

「一五 同上」

六 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 「同上」

2 「同上」

（廃業等の公告等）

第二百五条 法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う金融商品取引業者等は、第七十一条第四項各号に掲げる場合を除き、法第五十条の二第六項の規定による掲示の内容を当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔2〕4 略〕

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五 法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一 当該特例業務届出者又は金融商品取引業者等の住所又は所在地に係る部分

第二百五条 法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）により行うものとする。

〔2〕4 同上〕

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五 法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

「号を加える。」

二 国内における代表者又は国内における代理人の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

〔2・3 略〕

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の三十五 法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。

第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一 当該海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者の住所又は所在地に係る部分

二 国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分
三 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の三十五 法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

「2・3 略」	(<u>揭示すべき標識の様式等</u>) 第二百六十五条 「略」 2 金融商品仲介業者は、法第六十六条の八第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融商品仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 3 法第六十六条の八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 金融商品仲介業者である旨 二 登録番号 三 所属金融商品取引業者等の商号又は名称 4 法第六十六条の八第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 二 そのウェブサイトがない場合 附 則 (説明書類の縦覧) 第五十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務
「2・3 同上」	(<u>揭示すべき標識の様式</u>) 第二百六十五条 「同上」 「項を加える。」 「項を加える。」 「項を加える。」 附 則 (説明書類の縦覧) 第五十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務

届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

- 一 当該移行期間特例業務届出者の住所又は所在地に係る部分
- 二 国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分
- 三 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

〔2・3 略〕

届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

〔2・3 同上〕

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面) [略]

(第 2 面)

* 登 録 番 号	財務 (支) 局長 (金商) 第 号 (年 月 日)
* 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無 認 可 年 月 日
[1 ～ 8 略]	
9 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	(電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨)
	[略]
[10・11 略]	
12 電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	(電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨)
[13～20 略]	
21 貸付事業等権利についての法第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨	(貸付事業等権利についての法第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為を業として行う旨)
22～29 [略]	

(注意事項)

[1 ・ 2 略]

3 「 2 商号又は名称」欄及び「 3 氏名」欄

[(1) ・ (2) 略]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、() 書きて併せて記載することができ (「 29 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。) 。

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面) [同左]

(第 2 面)

* 登 録 番 号	財務 (支) 局長 (金商) 第 号 (年 月 日)
* 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無 認 可 年 月 日
[1 ～ 8 同左]	
9 電子募集取扱業務を行う場合に あつては、その旨	(電子募集取扱業務を行う旨)
	[同左]
[10・11 同左]	
12 第 70 条の 2 第 3 項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	(第 70 条の 2 第 3 項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨)
[13～20 同左]	
[項を加える。]	
21～28 [同左]	

(注意事項)

[1 ・ 2 同左]

3 [同左]

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、() 書きて併せて記載することができ (「 28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。) 。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる。（「29 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。
[削る。]

〔(第3面)～(第11面) 略〕

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる。（「28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）

4 「9 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨」、10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨」及び「11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨」の「(有価証券の種類)」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

〔(第3面)～(第11面) 同左〕

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）
（第 1 面） [略]

（第 2 面）

* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号 （ 年 月 日）
[1 ～ 4 略]	
5 <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合</u> にあっては、その旨	（ <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨</u> ）
	[略]
6 <u>電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合</u> にあっては、その旨	（ <u>電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨</u> ）
[7 ・ 8 略]	
9 <u>貸付事業等権利についての法第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為を業として行う場合</u> にあっては、その旨	（ <u>貸付事業等権利についての法第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為を業として行う旨</u> ）
<u>10 ～ 22</u> [略]	

（注意事項）

「*登録番号」欄には、記載しないこと。

[（第 3 面） ～ （第 11 面） 略]

別紙様式第十号（第七十一条第一項第一号関係） [略]

別紙様式第十一号（第七十一条第二号関係） [略]

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）
（第 1 面） [同左]

（第 2 面）

* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号 （ 年 月 日）
[1 ～ 4 同左]	
5 <u>電子募集取扱業務を行う場合</u> にあっては、その旨	（ <u>電子募集取扱業務を行う旨</u> ）
	[同左]
6 <u>第 70 条の 2 第 3 項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合</u> にあっては、その旨	（ <u>第 70 条の 2 第 3 項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨</u> ）
[7 ・ 8 同左]	
[項を加える。]	
<u>9 ～ 21</u> [同左]	

（注意事項）

1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。

2 「5 電子募集取扱業務を行う場合」の「（有価証券の種類）」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第 2 条第 1 項各号及び同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごと）に区分されたものをいう。）を記載すること。

[（第 3 面） ～ （第 11 面） 同左]

別紙様式第十号（第七十一条第一号関係） [同左]

別紙様式第十一号（第七十一条第二号関係） [同左]

(日本産業規格 A 4)

第 期 事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称 年 月 日 提出

所在地

代表者の役職氏名

ウエブサイトのアドレス

(注意事項)

1 法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 当該金融商品取引業者のウエブサイトのアドレス (そのウエブサイトがない場合にあっては、その旨) を記載すること。

1 業務の状況

[(1)～(9) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[(1)～(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人 (外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人) について記載す

(日本産業規格 A 4)

第 期 事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称 年 月 日 提出

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 [同左]

[(1)～(9) 同左]

(注意事項)

1 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

① [同左]

当期末現在における役員及び使用人 (外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人) について記載す

ること。

また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。

〔②～④ 略〕

〔(8)・(9) 略〕

〔(10)～(11) 略〕

(12) 分別管理の状況

〔①～③ 略〕

④ 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第1条の12第2号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

〔表略〕

（注意事項）

1 〔略〕

2 「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

〔3・4 略〕

〔(12-2)～(14) 略〕

(15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

〔①～⑧ 略〕

(15-2) 〔略〕

(15-3) 自ら行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

① 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	フレンジ数	契約額
----	-------	-----

ること。

〔②～④ 同左〕

〔(8)・(9) 同左〕

〔(10)～(11) 同左〕

(12) 〔同左〕

〔①～③ 同左〕

④ 〔同左〕

〔同左〕

（注意事項）

1 〔同左〕

2 「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

〔3・4 同左〕

〔(12-2)～(14) 同左〕

(15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

〔①～⑧ 同左〕

(15-2) 〔同左〕

〔加える。〕

法第2条第2項第5号に係るもの		百万円
法第2条第2項第6号に係るもの		
合計		

② 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額 円 □ ()	純資産額 円	備考
			円 □ ()	円	
			円 □ ()	円	
			円 □ ()	円	
合計額			円 () うち暗号等資産での出資 円	円	うち適格機関投資家向け 本

(注意事項)
15⑥の注意事項に準じて記載すること。
③ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称						
出資対象事業の内容						
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計	
	うち個人					
	名	名	名	名	名	
出資形態						

募集・私募の別	電子申込型電子募集業務の実施の有無		
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資 (1年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (1年前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
フアンドの資産構成	区分	金額	備考

	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
	合計	円	
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近 1 年間の 総支払配当等 額	設定来総支 払配当等累 計額
		%	円
	想定配当等利回り	%	円
	解約額	円	円
	償還額	円	円
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

15⑦の注意事項に準じて記載すること。

16 みなし有価証券の売買等の状況

[略]

①～④ 略

⑤ 売出し又はは募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]

売出し・募集・私募の別	売出しの場合	
	電子募集業務の実施の有無	
	売出しの場合	
	電子申込型電子募集業務の	

実施の有無	
[略]	
(注意事項)	
[1～13 略]	
(16－2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況	
[略]	
[①・② 略]	
③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況	
[略]	
募集・売出し・私募の別	電子申込型電子募集取扱業務の実施の有無
	[略]
(注意事項)	
[略]	
[(16－3) ・ (17) 略]	
(18) 令第1条の12各号に掲げる行為に係る業務の状況	
① [略]	
② 預託を受けた電子記録移転権利から除かれた権利の状況	
[略]	
(注意事項)	
「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利の種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。	
[19]～[22] 略]	

[同左]	
(注意事項)	
[1～13 同左]	
(16－2) [同左]	
[同左]	
[①・② 同左]	
③ [同左]	
[同左]	
募集・売出し・私募の別	[同左]
	[同左]
(注意事項)	
[同左]	
[(16－3) ・ (17) 同左]	
(18) [同左]	
① [同左]	
② [同左]	
[同左]	
(注意事項)	
「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利の種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。	
[19]～[22] 同左]	

(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 略

② 顧客の状況

[略]	
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
[略]	

(注意事項)

[1・2 略]

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

[略]			
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
[略]			

(注意事項)

[1～3 略]

[(24)～(26—2) 略]

2 [略]

(23) [同左]

① [同左]

② [同左]

[同左]	
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
[同左]	

(注意事項)

[1・2 同左]

③ [同左]

[同左]			
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
[同左]			

(注意事項)

[1～3 同左]

[(24)～(26—2) 同左]

2 [同左]

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]～(8) 略]

(9) 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	割 合
その他 (名)	%
計 名	100.00%

(注意事項)

[略]

(10) [略]

(11) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 (電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

[①～⑧ 略]

(11-2) [略]

(11-3) 自ら行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集等に係る業務の状況 (電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[1]～(8) 同左]

(9) [同左]

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(注意事項)

[同左]

(10) [同左]

(11) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

[①～⑧ 同左]

(11-2) [同左]

[加える。]

価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

① 法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	フアレント数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

② 募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
			円 □ ()	
			円 □ ()	
			円 □ ()	
合計額			円 () うち暗号等資 産での出資 円	うち適格機関 投資家向け 本

(注意事項)

11⑥の注意事項に準じて記載すること。

③ 募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称			
出資対象事業の内容			
出資者数	適格機関投資家	適格機関投資家以外の者	計

出資形態	うち個人		うち個人	
	名	名	名	名
募集・私募の別	電子申込型電子募集業務の実施の有無			
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等			
設定年月日				
募集・私募の期間				
存続期間の終期				
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額	
	円 口 ()	円 口	円	
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)		
ファンドの財務諸表監 査の有無	円			
出資金払込口座の所在 地				
資金の流れ	円			

(注意事項)

(1)⑦の注意事項に準じて記載すること。

(2) みなし有価証券の売買等の状況
[略]

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の
[①～④ 略]

(2) [同左]
[同左]

[①～④ 同左]

⑤ [同左]

状況

[略]		
売出し・募集・私募の別	売出しの場合	
	電子募集業務の実施の有無	
別	売出しの場合	
	電子申込型電子募集業務の実施の有無	
[略]		

(注意事項)

[1～10 略]

(12-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

[略]

[①・② 略]

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]		
募集・売出し・私募の別	電子申込型電子募集取扱業務の実施の有無	
[略]		

(注意事項)

[略]

[(12-3) ・(13) 略]

(14) 令第1条の12各号に掲げる行為に係る業務の状況

① [略]

② 預託を受けた電子記録移転権利から除かれた権利の状況

[略]

(注意事項)

「額面金額」の欄には、当期末現在における預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、

[同左]	
売出し・募集・私募の別	
[同左]	

(注意事項)

[1～10 同左]

(12-2) [同左]

[同左]

[①・② 同左]

③ [同左]

[同左]	
募集・売出し・私募の別	
[同左]	

(注意事項)

[同左]

[(12-3) ・(13) 同左]

(14) [同左]

① [同左]

② [同左]

[同左]

(注意事項)

「額面金額」の欄には、当期末現在における預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、

第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

〔15〕～〔18〕 略〕

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 〔略〕

② 顧客の状況

〔略〕

第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者

〔略〕

(注意事項)

〔1・2 略〕

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

〔略〕

第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者

〔略〕

(注意事項)

〔1～3 略〕

〔(20)・(21) 略〕

2 〔略〕

第136条1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

〔15〕～〔18〕 同左〕

(19) 〔同左〕

① 〔同左〕

② 〔同左〕

〔同左〕

第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者

〔同左〕

(注意事項)

〔1・2 同左〕

③ 〔同左〕

〔同左〕

第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者

〔同左〕

(注意事項)

〔1～3 同左〕

〔(20)・(21) 同左〕

2 〔同左〕

（日本産業規格 A 4）

事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日

登録金融機関名

所在地

代表者氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

- 1 法第33条の3第1項の登録申請書又は法第33条の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 当該登録金融機関のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあつては、その旨）を記載すること。

〔1～8 略〕

（注意事項）

〔1～3 略〕

4 営業所等並びに役員及び使用人の状況

(1) 〔略〕

② 「役員」、「使用人」の欄には、登録金融機関業務に従事する者（外国人）については国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人の数を記載すること。また、（ ）には、外務員の数を内書きすること。なお、法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務を行う者

（日本産業規格 A 4）

事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日

登録金融機関名

所在地

代表者氏名

（注意事項）

- 法第33条の3第1項の登録申請書又は法第33条の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

〔1～8 同左〕

（注意事項）

〔1～3 同左〕

4 〔同左〕

(1) 〔同左〕

② 「役員」、「使用人」の欄には、登録金融機関業務に従事する者（外国人）については国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人の数を記載すること。また、（ ）には、外務員の数を内書きすること。なお、法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務を行う者

	にあつては、<u>使用人の数とは別に、特定金融商品取引業務を行うみなし使用人の数を区分して記載すること。</u> <u>また、その常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。</u>
	(3) 〔略〕
9	登録金融機関業務の状況
	〔略〕
	〔1〕～〔10〕 略〕
	(10－2) 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第1条の12第2号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況
	〔表略〕
	（注意事項）
	1 〔略〕
	2 「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万円）、債券及びその他については通貨ごと
	に額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、 <u>第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているもの</u> については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもつて記載すること。
	〔3・4 略〕
	〔（10－3）・（11） 略〕
	(12) 抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況（ <u>電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等</u> に関する業務に係るものを除く。）
	〔①～④ 略〕
	(12－2) 〔略〕

	にあつては、使用人の数とは別に、特定金融商品取引業務を行うみなし使用人の数を区分して記載すること。
	(3) 〔同左〕
9	〔同左〕
	〔同左〕
	〔1〕～〔10〕 同左〕
	(10－2) 〔同左〕
	〔同左〕
	（注意事項）
	1 〔同左〕
	2 「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万円）、債券及びその他については通貨ごと
	に額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、 <u>第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているもの</u> については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもつて記載すること。
	〔3・4 同左〕
	〔（10－3）・（11） 同左〕
	(12) 抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況（ <u>電子記録移転有価証券表示権利等</u> に関する業務に係るものを除く。）
	〔①～④ 同左〕
	(12－2) 〔同左〕

(12-3) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募に係る業務の状況（電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	フアレント数	契約額
法第2条第2項第5号に係るもの		百万円
法第2条第2項第6号に係るもの		
合計		

[13]～[15] 略]

(15-2) 令第1条の12第2号に掲げる行為に係る業務の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令第1条の12第2号に規定する権利に限る。）について記載する。

	口数	額面金額
		百万円
		()
		()
		()
		()
		()
		()

(注意事項)

[加える。]

[13]～[15] 同左]

[加える。]

「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条第1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[16]～ (21—2) 略]

[16]～ (21—2) 同左]

別紙様式第二十号の二 (第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係)

(日本産業規格 A 4)

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日 時点

届出者 商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[1 ・ 2 略]

[1 ～ 4 略]

別紙様式第二十一号の三 (第二百四十六条の五関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類

[年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称

年 月 日

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

[1 ・ 2 略]

別紙様式第二十号の二 (第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係)

(日本産業規格 A 4)

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日 時点

届出者 住所又は所在地 商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[1 ・ 2 同左]

[1 ～ 4 同左]

別紙様式第二十一号の三 (第二百四十六条の五関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類

[年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

[1 ・ 2 同左]

別紙様式第二十一号の五 (第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係)

(日本産業規格 A 4)

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日 時点

届出者 商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[1 ・ 2 略]

[1 ～ 5 略]

別紙様式第二十一号の八 (第二百四十六条の三十五関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類

[年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称

年 月 日

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

[1 ・ 2 略]

別紙様式第二十一号の五 (第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係)

(日本産業規格 A 4)

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日 時点

届出者 住所又は所在地

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[1 ・ 2 同左]

[1 ～ 5 同左]

別紙様式第二十一号の八 (第二百四十六条の三十五関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類

[年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

[1 ・ 2 同左]

別紙様式第二十五号 (第二百六十五条第一項関係) [略]

別紙様式第二十五号 (第二百六十五条関係) [同左]

(日本産業規格 A 4)

金融商品仲介業に関する報告書

年 月 日から 年 月 日まで 日提出

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者の役職

(法人の場合)

本店等の所在地

※法人・個人の別【法人・個人】

ウェブサイトのアドレス

(注意事項)

当該金融商品仲介業者のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトがない場合にあつては、その旨) を記載すること。

[1～5 略]

(注意事項)

[1・2 略]

3 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の
場合の代表者は、役員欄に記載すること。

また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である
場合には、その数を欄外に注記すること。

[4～6 略]

(日本産業規格 A 4)

金融商品仲介業に関する報告書

年 月 日から 年 月 日まで 日提出

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者の役職

(法人の場合)

本店等の所在地

※法人・個人の別【法人・個人】

[1～5 同左]

(注意事項)

[1・2 同左]

3 [同左]

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の
場合の代表者は、役員欄に記載すること。

[4～6 同左]

別紙様式第三十二号 (附則第四十五条、第四十六条関係) (日本産業規格 A 4) 移行期間特例業務に関する公衆縦覧 年 月 日 時点 届出者 商 号 又は名称 氏 名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) (注意事項) [1 ・ 2 略] [1 ～ 4 略] 別紙様式第三十四号 (附則第五十七条関係) (日本産業規格 A 4) 第 期説明書類 [年 月 日から 年 月 日まで] 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) (注意事項) [略] [1 ・ 2 略] 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	別紙様式第三十二号 (附則第四十五条、第四十六条関係) (日本産業規格 A 4) 移行期間特例業務に関する公衆縦覧 年 月 日 時点 届出者 住所又は所在地 商 号 又は名称 氏 名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) (注意事項) [1 ・ 2 同左] [1 ～ 4 同左] 別紙様式第三十四号 (附則第五十七条関係) (日本産業規格 A 4) 第 期説明書類 [年 月 日から 年 月 日まで] 商号又は名称 住所又は所在地 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) (注意事項) [同左] [1 ・ 2 同左]
--	--

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）<u>第一条の二</u>又は<u>第十一条</u>に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 (揭示すべき標識の様式等) 第二十五条 [略]	(定義) 第一条 この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）<u>第二条</u>又は<u>第十一条</u>に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 (揭示すべき標識の様式等) 第二十五条 [同上]

2 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合とする。 3 金融サービス仲介業者は、法第二十条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 4 「略」	2 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。 「項を加える。」
(預金等との誤認防止等) 第五十条 「略」 「2・3 略」 4 前項の場合において、金融サービス仲介業者は、同項の規定による揭示の内容を当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第二十五条第二項に定める場合は、この限りでない。	3 「同上」 (預金等との誤認防止等) 第五十条 「同上」 「2・3 同上」 「項を加える。」
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第七十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第七十七条 「同上」 一 「同上」 二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）

〔ロゝホ 略〕

へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

〔ト・チ 略〕

三 〔略〕

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条 〔略〕

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一 前項第七号の規定 相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第一種少額電子募集取扱業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

〔ロゝホ 略〕

〔二・三 略〕

3 〔略〕

イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

〔ロゝホ 同上〕

へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

〔ト・チ 同上〕

三 〔同上〕

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第一種少額電子募集取扱業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

〔ロゝホ 同上〕

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

(貸付条件等の揭示等)

第二百二十八条 「略」

〔2～5 略〕

6|| 金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

7|| 準用貸金業法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二十五条第二項に定める場合とする。

(貸付条件等の揭示)

第二百二十八条 「同上」

〔2～5 同上〕

「項を加える。」

「項を加える。」

別紙様式第7号 (第140条第1項関係)	(日本産業規格A4)
金融サービス仲介業に関する報告書	(年 月 日から 年 月 日まで)
郵便番号	年 月 日提出
主たる営業所又は事務所の所在地	
電話番号	
(ふりがな)	
商号又は名称	
(ふりがな)	
氏名	
(法人にあつては、代表者の役職氏名)	
※ 法人・個人の別 【法人・個人】	
ウェブサイトのアドレス	
(記載上の注意)	
当該金融サービス仲介業者のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトがない場合にあつては、その旨) を記載すること。	
I 業務の状況 (共通)	
[1～10 略]	
(記載上の注意)	

別紙様式第7号 (第140条第1項関係)	(日本産業規格A4)
金融サービス仲介業に関する報告書	(年 月 日から 年 月 日まで)
郵便番号	年 月 日提出
主たる営業所又は事務所の所在地	
電話番号	
(ふりがな)	
商号又は名称	
(ふりがな)	
氏名	
(法人にあつては、代表者の役職氏名)	
※ 法人・個人の別 【法人・個人】	
I [同左]	
[1～10 同左]	
(記載上の注意)	

1 【略】 2 「4 役員及び使用人の状況」 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。 なお、個人の場合作の代表者は、「役員」欄に記載すること。 また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20 名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。 【3～8 略】 【Ⅱ・Ⅲ 略】	1 【同左】 2 【同左】 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。 なお、個人の場合作の代表者は、「役員」欄に記載すること。 【3～8 同左】 【Ⅱ・Ⅲ 同左】
備考 表中の「」の記載は注記せぬ。	

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(払込金額の公示の方法) 第百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口(同条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。)と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれか及び当該投資法人のウェブサイトに掲載(そのウェブサイトがない場合にあつては、当該各号のいずれか)の方法により行わなければならない。 「一・二 略」 2 「略」 (払戻金額の公示の方法) 第百七十一条 法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項に規定する方法により行わなければならない。	(払込金額の公示の方法) 第百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口(法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。)と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。 「一・二 同上」 2 「同上」 (払戻金額の公示の方法) 第百七十一条 法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。 2 「同上」

(日本産業規格A4)

第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 営業報告書

〇〇財務 (支) 局長 殿

年 月 日提出

登録番号 〇〇財務 (支) 局長 第 号

商 号

所 在 地

執行役員名

ウエブサイトのアドレス

(記載上の注意)

1. 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができ。

2. 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある投資法人である場合には、当該投資法人のウエブサイトのアドレス (そのウエブサイトにない場合にあつては、その旨) を記載すること。

業 務 の 状 況

[1]~(5) 略]

備考 第18号の記載事項は、本様式に記す。

(日本産業規格A4)

第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 営業報告書

〇〇財務 (支) 局長 殿

年 月 日提出

登録番号 〇〇財務 (支) 局長 第 号

商 号

所 在 地

執行役員名

(記載上の注意)

法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができ。

業 務 の 状 況

[1]~(5) 同左]

(銀行法施行規則の一部改正)

第四条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 〔略〕 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 〔ロ・ホ 略〕 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 〔ト・チ 略〕 三 〔略〕 （特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等） 第三十四条の五 〔略〕	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第十四条の十一の十四 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 〔ロ・ホ 同上〕 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 〔ト・チ 同上〕 三 〔同上〕 （特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等） 第三十四条の五 〔同上〕

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に

掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。同号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

〔二・三 略〕

〔3ゝ7 略〕

2 〔同上〕

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

〔二・三 同上〕

〔3ゝ7 同上〕

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)	(日本産業規格 A 4)
中間業務報告書 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 銀行持株会社名	
年 月 日	
金融庁長官 殿	住所 会社名 代表取締役氏名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	
目次	
[第 1 ・ 第 2 略] (記載上の注意)	
[1 ～ 4 略]	
5 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書 (同項に規定する半期報告書をいう。)) を提出しなければならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。)) をいう。) である銀行持株会社 (特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。)) にあつては、この様式中、第 2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。	
6 [略]	
[第 1 ・ 第 2 略]	
別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)	
第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日	

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)	(日本産業規格 A 4)
中間業務報告書 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 銀行持株会社名	
年 月 日	
金融庁長官 殿	住所 会社名 代表取締役氏名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	
目次	
[第 1 ・ 第 2 同左] (記載上の注意)	
[1 ～ 4 同左]	
5 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書同項に規定する半期報告書をいう。)) を提出しなければならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。)) をいう。) である銀行持株会社 (特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。)) にあつては、この様式中、第 2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。	
6 [同左]	
[第 1 ・ 第 2 同左]	
別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)	
第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日	

住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名	住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意) [1 ～ 4 略]	(記載上の注意) [1 ～ 4 同左]
中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)	中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)
[表略]	[同左]
(記載上の注意) 1 [略] 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [(1)～(15) 略]	(記載上の注意) 1 [同左] 2 [同左] [(1)～(15) 同左]
<u>16</u> 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、第 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項 [(17)・(18) 略] [3 ～ 7 略]	<u>16</u> 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の 8、第 17 条の 9 及び第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項 [(17)・(18) 同左] [3 ～ 7 同左]
[略] 中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)	[同左] 中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)
中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) 〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 [略]	中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) 〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 [同左]
第 2 [略]	第 2 [同左]
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第五条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略」 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第七十条の十二 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上」 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略」 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十一条の十一 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上」 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者) 第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。））、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 〔二〃四 略〕	(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者) 第十一条 〔同上〕 一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。））、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 〔二〃四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第百十条の四十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略」 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第百十条の四十五 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上」 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第九条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(適格機関投資家の範囲) 第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。 一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、<u>法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。</u>)又は投資運用業を行う者に限る。) 〔二〇二十四 略〕 二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(個人を除く。)で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者 イ 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、<u>法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。</u>) 五千万円 〔ロ〕ホ 略〕 〔二十六・二十七 略〕	(適格機関投資家の範囲) 第十条 〔同上〕 一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、<u>法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。</u>)又は投資運用業を行う者に限る。) 〔二〇二十四 同上〕 二十五 〔同上〕 イ 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、<u>法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。</u>) 五千万円 〔ロ〕ホ 同上〕 〔二十六・二十七 同上〕

〔2〕13 略 （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） 第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十 九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 〔二〕四 略 2 〔略〕	〔2〕13 同上 （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） 第十五条 〔同上〕 一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十 九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 〔二〕四 同上 2 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(保険業法施行規則の一部改正)

第十条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 〔略〕 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 〔ロ・ホ 略〕 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 〔ト・チ 略〕 三 〔略〕 （特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） 第二百八条 〔略〕	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第五十二条の十三の十二 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 〔ロ・ホ 同上〕 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 〔ト・チ 同上〕 三 〔同上〕 （特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） 第二百八条 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 〔二・三 略〕 〔3～7 略〕	2 〔同上〕 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 〔二・三 同上〕 〔3～7 同上〕

(信託業法施行規則の一部改正)

第十一条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第三十条の十二 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(短期売買利益の返還の適用除外) 第三十三条 法第百六十四条第九項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十条第一項各号に掲げる場合とする。 (利益の算定の方法) 第三十四条 法第百六十四条第十項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、法第百六十三条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする(上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。)。 「一・二 略」 「2ゝ5 略」 (特定組合等の組合員に係る短期売買利益の返還の適用除外) 第四十五条 法第百六十五条の二第十四項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十条第四項各号に掲げる場合とする。	(短期売買利益の返還の適用除外) 第三十三条 法第百六十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十条第一項各号に掲げる場合とする。 (利益の算定の方法) 第三十四条 法第百六十四条第九項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、法第百六十三条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする(上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。)。 「一・二 同上」 「2ゝ5 同上」 (特定組合等の組合員に係る短期売買利益の返還の適用除外) 第四十五条 法第百六十五条の二第十三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十条第四項各号に掲げる場合とする。

(特定組合等の財産について生じる利益の算定の方法)

第四十六条 法第百六十五条の第十五項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、同条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする(特定組合等の財産に關し当該特定組合等の組合員が上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。)。

〔一・二 略〕

〔2〕5 略〕

(特定組合等の組合員の禁止行為)

第四十七条 法第百六十五条の第十六項第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、第三十六条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 法第百六十五条の第十六項第一号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

〔一〕四 略〕

3 法第百六十五条の第十六項第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特

(特定組合等の財産について生じる利益の算定の方法)

第四十六条 法第百六十五条の第十四項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、法第百六十五条の第二項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする(特定組合等の財産に關し当該特定組合等の組合員が上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。)。

〔一・二 同上〕

〔2〕5 同上〕

(特定組合等の組合員の禁止行為)

第四十七条 法第百六十五条の第十五項第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、第三十六条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 法第百六十五条の第十五項第一号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

〔一〕四 同上〕

3 法第百六十五条の第十五項第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特

定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、第三十八条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

4 法第百六十五条の二第十六項第二号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

「一・二 略」

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一十三 略」

十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 「略」

ロ 業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

(1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引

定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、第三十八条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

4 法第百六十五条の二第十五項第二号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

「一・二 同上」

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 「同上」

「一十三 同上」

十四 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引

業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、<u>法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。</u>）を行う者に限る。（2）並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。 〔2〕・(3) 略〕 ハ 〔略〕 〔2〕 4 略〕	業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、<u>法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。</u>）を行う者に限る。（2）並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。 〔2〕・(3) 同上〕 ハ 〔同上〕 〔2〕 4 同上〕
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正)

第十三条 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第五十五条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略」 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第五十五条 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上」 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融経済教育推進機構に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 金融経済教育推進機構に関する内閣府令（令和六年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(認可の申請等の経由) 第三十五条 法第五章第二節又はこの府令の規定による内閣総理大臣に対する認可又は承認の申請及び書類の提出は、金融庁長官を経由してしなければならない。
改正前	(認可の申請等の経由) 第三十五条 法第四章第二節又はこの府令の規定による内閣総理大臣に対する認可又は承認の申請及び書類の提出は、金融庁長官を経由してしなければならない。

（金融庁組織規則の一部改正）

第十五条 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(資産運用高度化室等及び研究官等) 第三条 「略」 〔2・3 略〕 4 金融経済教育推進室は、総合政策課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 略〕 五 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 〔5〃7 略〕
改正前	(資産運用高度化室等及び研究官等) 第三条 「同上」 〔2・3 同上〕 4 「同上」 〔一〇四 同上〕 五 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 〔5〃7 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（電子募集業務等に関する経過措置）

第二条 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「整備政令」という。）第十四条第一項に規定する金融商品取引業者については、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等府令」という。）第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（電子募集業務（新金融商品取引業等府令第八条第十号イに規定する電子募集業務をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十五号の二（電子募集業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十四条第一項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 整備政令第十五条第一項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第

二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（電子募集業務に係るものに限る。

）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十六号（電子募集業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十五条第二項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

3 この府令の施行の際現に新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項に規定する行為（電子募集業務に係るもの及び第一条の規定による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令（次条第一項において「旧金融商品取引業等府令」という。）第七十条の二第二項に規定する行為を除く。以下この項において同じ。）を業として行っている金融商品取引業者等については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項の規定（同項に規定する行為に係るものに限る。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（電子募集取扱業務に関する経過措置）

第三条 整備政令第十六条第一項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（新電子募集取扱業務（新金融商品取引業等府令第八条第十号ロに規定する電子募集取扱業務をいい、旧金融商品取引業等府令第八

条第十号に規定する電子募集取扱業務を除く。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十五号の二（新電子募集取扱業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十六条第一項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 整備政令第十七条第一項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十六号（新電子募集取扱業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十七条第二項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

（事業報告書等に関する経過措置）

第四条 新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十六号は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引業等府令別紙様式第二十六号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引業等府令第七十四条第一号ニ、第百八十三条第一項、第二百四十六条の五第一項及び第二百四十六条の三十五第一項並びに附則第五十七条第一項の規定並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十五号の二、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第二十一号の八及び別紙様式第三十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第五条 第二条の規定による改正後の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令別紙様式第七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

第六条 第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号は、施行日以後に終了する営業期間に係る営業報告書について適用し、施行日前に終了した営業期間に係る営業報告書については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

けるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。